

船舶事故調査報告書

令和5年11月1日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和5年2月8日 09時50分ごろ
発生場所	兵庫県明石市江井ヶ島港南南東方沖 江井ヶ島西防波堤灯台から真方位161°2.0海里（M）付近 （概位 北緯34°38.5′ 東経134°55.4）
事故の概要	漁船 ^{あかし} 明石丸は、東北東進中、また、漁船 ^{すみよし} 住吉丸は、操業を行いながら低速力で北北東進中、両船が衝突した。 住吉丸は、船長が負傷し、船橋構造物の損壊等を生じ、また、明石丸は、船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和5年2月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 明石丸、4.1トン HG3-26695（漁船登録番号）、個人所有 11.00m（Lr）×2.79m×0.84m、FRP ディーゼル機関、191.00kW、平成9年2月18日 第260-46040号（船舶検査済票の番号） B 漁船 住吉丸、1.3トン HG3-36126（漁船登録番号）、個人所有 8.08m（Lr）×1.98m×0.62m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数45、昭和62年6月26日
乗組員等に関する情報	A 船長A 79歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年5月28日 免許証交付日 令和3年8月30日 （令和8年11月24日まで有効） B 船長B 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年2月14日 免許証交付日 令和3年7月16日 （令和9年4月12日まで有効）
死傷者等	A なし

	B 重傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 船橋構造物の損壊、左舷外板に破口等（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期、潮流 北西流約0.6ノット（kn）、水温 約10℃
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、ひらめ引き縄漁の目的で、令和5年2月8日05時40分ごろ明石市明石港を出航し、江井ヶ島港南南西方の漁場に向かい、同漁場で操業を行った後、帰航することとした。</p> <p>船長Aは、09時30分ごろ、船尾甲板で漁具の片付けをしながら、潮流の影響を考慮して手動操舵により明石港の西側に向けて約4～5knの速力（対地速力、以下同じ）でA船を東北東進させた。</p> <p>船長Aは、漁具の片付けが終了したので操舵室に移動し、同室右舷側の操縦席に腰を掛けて約10knに増速した。船長Aは、その後、船首方を見た際、左舷船首方ののり養殖施設（以下「養殖施設」という。）の近くに漁船（以下「C船」という。）を、また、右舷船首方に漁船（以下「D船」という。）をそれぞれ認めた。</p> <p>船長Aは、C船と約250mまで接近した際、C船が引き縄漁を行っているとは分かり左舷船首方の動静を意識を向けていたところ、C船が東進したので接近する可能性がなくなったと思い、09時50分ごろ船首方を向いた際、至近にB船の操舵区画を認めたがどうすることもできず、A船の船首部とB船の左舷中央部とが衝突し、A船がB船に乗り上げた。</p> <p>船長Aは、A船を後進させてB船から離れ、操舵室から船首部に移動して前方を見たところ、B船の右舷船尾部に負傷して座り込んでいる船長Bを認め、A船をB船に接舷させて、船長Bが自力でA船に移乗した後、駆けつけたD船の船長にB船のえい航を依頼するとともに、A船によって船長Bを明石市林崎漁港に運んだ。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、ひらめ引き縄漁の目的で、07時00分ごろ江井ヶ島港南方の漁場に向けて林崎漁港を出航した。</p> <p>B船は、07時20分ごろ漁場に到着し、船長Bは、船尾から約20mの幹系に取り付けた1本の枝系に4m間隔で10本の疑似餌付きの釣り糸を投入後、操舵区画後方右舷側に立って左手で舵輪を右手で幹系を持ち、約1～2knの速力で南北方向に約15分間航行し、幹系に反応があれば引き揚げていた。</p> <p>B船は、約1～2knの速力で北北東進中、船長Bが、船首方の養殖施設への接近状況と、右手の幹系の反応に意識を向けていたところ、左舷至近にA船を認めた直後に衝撃を感じ、気が付いたら甲板下の機関室内に飛ばされていた。</p>

	<p>船長Bは、着用していた救命胴衣の内側に機関室に敷いていた木材の木片が入り込んだので、機関室で救命胴衣を脱いで甲板上に上がって横になっていたところ、A船が接近したので自力でA船に移乗した。</p> <p>D船の船長は、低速力で北北東進しながらひらめ引き縄漁を行っていたところ、左舷船首方を東北東進しているA船が引き縄漁を行っているB船に接近していることを認め、A船がB船をかわすだろうと思っていたが、その後A船がB船の近くで止まっていたので衝突したと思い、両船に向かいながら、09時53分ごろ118番通報した。</p> <p>船長Bは、A船により林崎漁港に運ばれた後、救急車で病院に搬送され、左外傷性気胸、顔面骨多発骨折、左眼視力低下と診断されて20日間の入院加療を受けた。</p> <p>B船は、D船により林崎漁港にえい航された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 船長Aの操船状況(再現)、写真3 B船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、本事故当時、船首浮上等による船首方の死角は生じていなかった。</p> <p>船長Aは、漁具の片付けが終了したとき、養殖施設付近にいたC船を、養殖作業をしている船と思っていたが、C船と約250mまで接近した際、引き縄漁を行っている船だと分かり、南進してA船の針路上に航行してくるかもしれないと思い、C船の動静に意識を向けていた。</p> <p>船長Bは、養殖施設付近では、養殖漁業に携わる船以外を見掛けることが少なく、本事故当日は養殖漁業を行っている漁業者が休みの日であり、時折周囲を見て周囲に操業の支障となる船舶はいないと思い、本事故当時、船首方の養殖施設への接近状況と右手の幹系の反応に意識を向けていた。</p> <p>B船には汽笛は装備されていなかったが、船長Bが着用していた救命胴衣に笛が備えられていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、江井ヶ島港南南東方沖において東北東進中、船長Aが、左舷船首方にC船を認めた際、C船が南進してA船の針路上に航行してくるかもしれないと思い、C船の動静に意識を向けて航行したことから、前路で操業中のB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、漁具の片付けが終了し、操舵室に移動して船首方を見た際、養殖施設付近にC船を認め、その後、C船が引き縄漁の船と分</p>

	<p>かったことから、南進してA船の針路上に航行してくるかもしれないと思い、C船の動静に意識を向けていたものと考えられる。</p> <p>B船は、江井ヶ島港南南東方沖で操業を行いながら低速力で北北東進中、船長Bが、操業の支障となる船舶はいないと思い、船首方の養殖施設への接近状況と右手の幹系の反応に意識を向けていたことから、左舷方から接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したのと考えられる。</p> <p>船長Bは、養殖施設付近では、養殖施設の船以外を見掛けることが少なく、本事故当日は養殖施設が休みの日であったことから、操業の支障となる船舶はいないと思ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、江井ヶ島港南南東方沖において、A船が東北東進中、B船が操業を行いながら低速力で北北東進中、船長Aが、左舷船首方にC船を認めた際、C船が南進してA船の針路上に航行してくるかもしれないと思い、C船の動静に注意を向けて航行を続け、また、船長Bが、操業の支障となる船舶はいないと思い、船首方の養殖施設への接近状況と右手の幹系の反応に注意を向けていたため、互いに接近していることに気付くのが遅れ、A船とB船とが衝突したのと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、自船の針路上に航行してくるかもしれない他船を認めた際、他船の動静のみに意識を向けず、周囲を見渡すなどして常時適切な見張りを行うこと。 ・ 船長は、操業中であっても、周囲を確認して常時適切な見張りを行い、接近する他船を認めた場合には、余裕のある時機に有効な音響による信号を行い、必要に応じて移動するなど、衝突を避けるための措置を採ること。

付図1 事故発生経過概略図

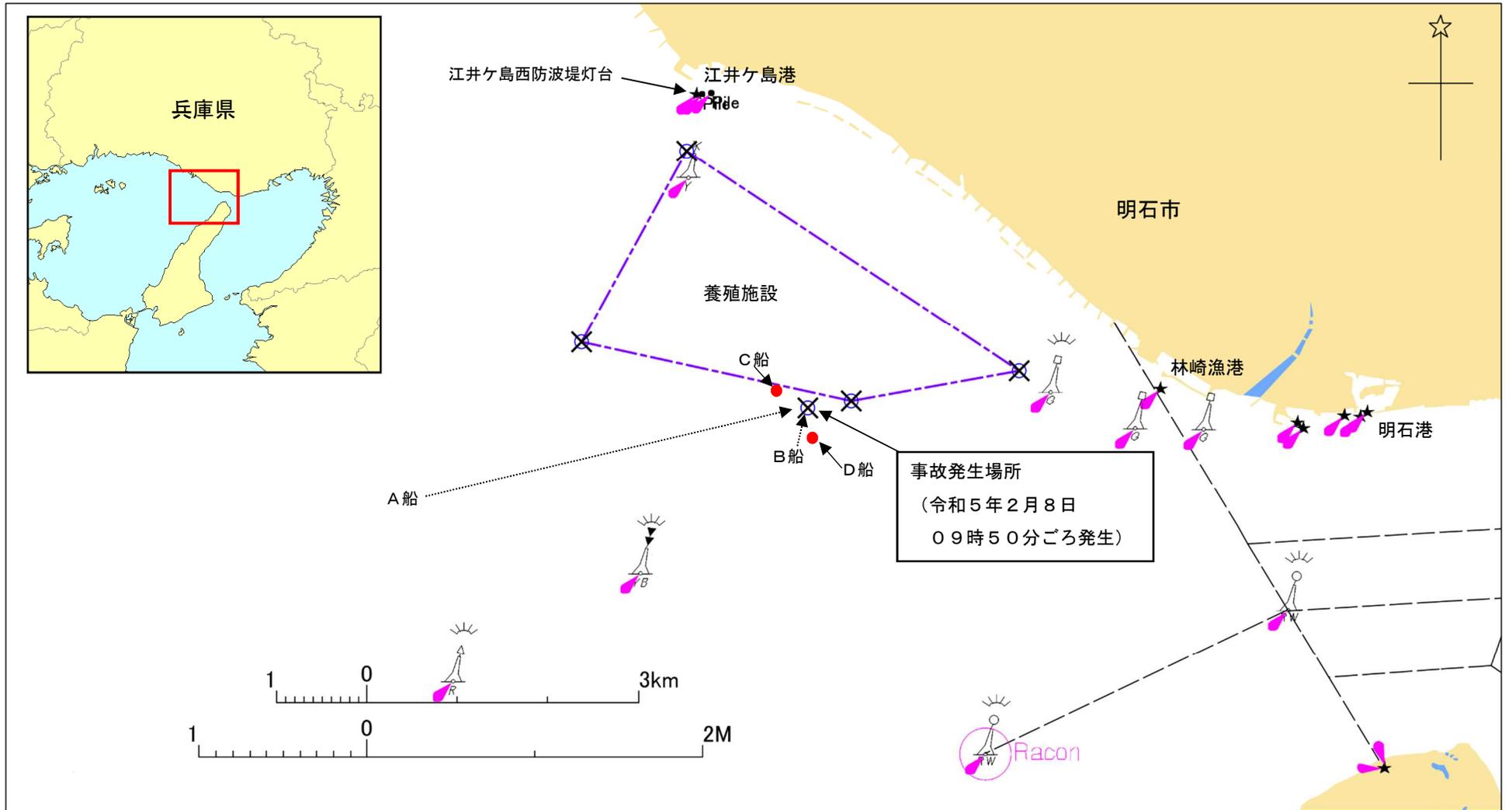


写真1 A船



写真2 船長Aの操船状況（再現）



写真3 B船

